

中部運輸局
自動車交通部

令和7年6月6日 14時00分発表

連絡先 中部運輸局自動車交通部
旅客第二課 本田、古久保、竹中
Tel 052-952-8036

岐阜地区のタクシー運賃改定申請のお知らせ

令和7年6月5日、岐阜県岐阜市の岐阜交通東部株式会社から下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請書が提出されましたのでお知らせします。

なお、岐阜地区（※1）において、本申請の日から3ヶ月の間に、申請等を提出した法人タクシー事業者の合計車両数（※2）が5割以上となった場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

記

1. 申請者

法人名：岐阜交通東部 株式会社

住 所：岐阜県岐阜市東鶉3丁目17番1号

2. 運賃及び料金変更認可申請の概要（普通車申請分）

【初乗運賃】

車種区分	申 請 運 賃	現 行 運 賃
普通車	1.0 kmまで 690 円	1.1 kmまで 630 円

【加算運賃】

車種区分	申 請 運 賃	現 行 運 賃
普通車	197mまで 100 円	255m まで 100 円

（※1）岐阜地区＝岐阜県全域

（※2）岐阜地区 事業者数及び車両数（令和7年6月5日現在）

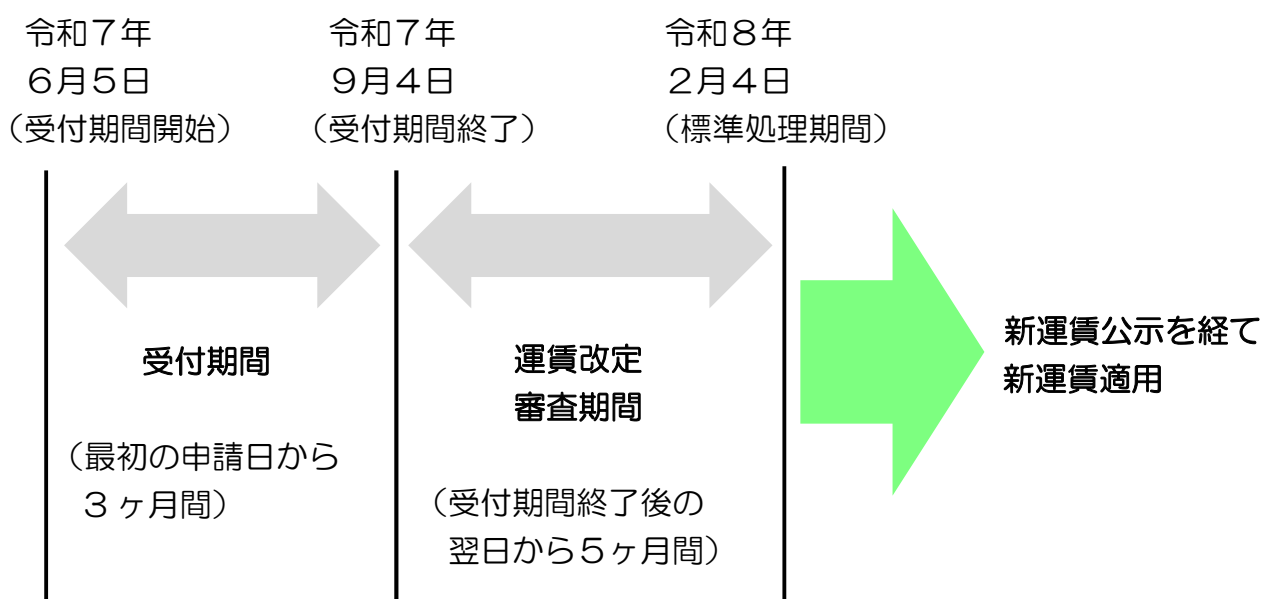
事業者数：48者

車 両 数：1547両

※5割以上＝774両

なお、今回の運賃改定では、運賃適用地域を岐阜地区（旧岐阜地区及び旧飛騨地区）として受付を行います。

【今後の予定スケジュール】



※ 受付期間中に、申請（要請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が5割に達しなかった場合、運賃改定手続は見送ります。

受付期間中に、申請（要請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が5割に達したものの、申請（要請）書を提出した事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の、実績年度及び実績年度の翌年度の加重平均収支率が、いずれも100%を超える場合、運賃改定手続は見送ります。